授業科目名	商法 【19 台以降】 商法総則・商行為法【18 台以前】	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	佐野 誠	単位数	2	開講 年次	2

#### 授業科目の概要

本授業の対象は、商法第1編「総則」、第2編「商行為」および第3編第3章「海上物品運送」の規定、およびこれに関連する会社法の規定である。

「総則」は、商人、商業登記、商号、商業帳簿、商業使用人、代理商など商人をめぐる基本的な規定である。 一方、「商行為」「海上物品運送」には、種々の企業取引に関する規定が置かれている。

本授業では、このような商法における基本概念や制度内容を理解させ、実務法曹として商法に関連する案件に 適切に対応できるようにするべく、諸資料も使用しながらできるだけ具体的に講義を進める。

### 到達目標

- (1) 企業の意義と商法との関係を説明できるようになる。
- (2) 商法総則、商行為法およびこれに関連する会社法の規定や制度の内容を理解できるようになる。
- (3) 具体的な紛争事例において法律上の論点を抽出することができるようになる。
- (4) 自分なりの視点からの判例評釈ができるようになる。

# 成績評価基準および方法

成績評価は、到達目標を基準として相対評価で行う。

評価項目は、授業中の討論における発言など授業に対する取り組み状況、および定期試験の成績である。 評点の配分は、授業に対する取り組み状況 30%、定期試験 70%である。

# テキストおよび参考文献

テキスト:弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法(第3版)』

(有斐閣、2019、ISBN978-4-641-13807-0、2.000 円 + 税)

ケースブック:神作裕之=藤田友敬編『商法判例百選』

(有斐閣、2019、ISBN978-4-641-11543-9、2,500 円 + 税)

会社法の部分は会社法Ⅰ・Ⅱの授業のテキスト、ケースブックを使用する。

#### 履修上の留意点、準備学習等(事前・事後学習)

各回の授業におけるテキストおよびケースブックの範囲を事前に指示するので、受講生は予習してくること (2 時間程度を想定)。

復習として、授業において理解が充分でなかった点を確認し、必要に応じて関連文献に当たること(1時間程度を想定)。

# 授業計画および内容等

第1回	商法総論	企業に関する法である商法について、その意義、特色等を理解させた上で、商 法の法源、商法の適用範囲などについて考察する。
第2回	商行為総論	商行為法は民法の原則を修正・補充する機能を持つが、これが適用されるべき 法律行為としての商行為(絶対的商行為、営業的商行為、付属的商行為)の意義 とその特性について理解させる。
第3回	商人	企業の主体である商人の意義、商人資格の得喪、営業能力、営業の自由と制限 などについて理解させる。
第4回	商業登記	企業内容を開示する手段としての商業登記の意義と登記事項等を理解させた上 で、その効力について検討する。

第5回 商号 企業の主体である商人の営業上の名称である商号の意義を理解させた上で、商号選定、商号登記、商号権の意義、商号の譲渡、名板貸等について考察する。  第6回 営業譲渡・事業の譲渡 企業結合の形態のひとつで企業契約的結合である営業譲渡・事業の譲渡について考察する。  企業の財産状態の記録である商業帳簿について、その意義と目的、種類、法規制、これに関する後人の義務を理解させる。また、会計帳簿・賃借対照表の意義と作成・記載方法および財産の評価について検討する。  第9回 商行為・商人の行為に関する場合と 代理商 でから、その上で表見支配人に関する判例事業を取り上げて検討する。  (代理、保証、留置権など、商行為金歓に対して適用される規定である「商行為通別」について、その内容を理解させ、これらの規定の適用における法的請問題を検討する。  第10回 商事売買 定のいては、商法では民法の特別規定としてわずかの規定を置くに過ぎないが、実務上は各種の商慣習法や普通取引約款によって規則されている。ここでは商行為法中の規定を取り上げて、そこから派生する具体的な問題を検討する。  第2日	関連 UR	L	
# 5 回   節号   号遷定、商号登記、商号権の意義、商号の譲渡、名板貸等について考察する。   金業結合の形態のひとつで企業契約的結合である営業譲渡・事業の譲渡について考察する。   企業の財産状態の記録である商業帳簿について、その意義と目的、種類、法規制、これに関する商人の義務を理解させる。また、会計帳簿・貸借対照表の意義と作成・記載方法および財産の評価について検討する。   企業の従属的補助者である商業使用人と独立的補助者である代理商について、その意義と機能を理解させ、その上で表見支配人に関する判例事業を取り上げて検討する。   依理、保証、留置権など、商行為全般に対して適用される規定である「商行為通則」について、その内容を理解させ、これらの規定の適用における法的諸問題を検討する。   売買については、商法では民法の特別規定としてわずかの規定を置くに過ぎないが、実務上は各種の商慣習法や普通取引約款によって規制されている。ここでは商行為法中の規定を取り上げて、そこから派生する具体的な問題を検討する。   金業取引における技術的制度である交互計算の基本概念を理解させ、また、古典的な商事制度である匿名組合については近時新しい形で利用されていることを考察する。   他人間の商行為の仲介を業とする仲立営業、問屋営業、運送取扱営業について、その基本概念を理解させ、関連する判例の検討を行う。   海上・陸上・航空の名形態の物品運送および旅客運送を取り上げる。特に、運送との損害賠償責任、運送証券としての船荷証券の効力を中心として、判例の事業を検討する。   場屋営業の概要とこれに関する商法上の規定について理解させ、ホテルやゴル	第15回	倉庫営業	
# 5 5 回 商 5 号遣定、商号登記、商号権の意義、商号の譲渡、名板貸等について考察する。	第14回	場屋営業	
# 第5回   お子   号選定、商号登記、商号権の意義、商号の譲渡、名板貸等について考察する。	第13回	運送営業	送人の損害賠償責任、運送証券としての船荷証券の効力を中心として、判例の事
# 5回 商号	第12回	仲立と取次	
# 5 回   商号   号選定、商号登記、商号権の意義、商号の譲渡、名板貸等について考察する。   「	第11回		典的な商事制度である匿名組合については近時新しい形で利用されていることを
# 5 回 商号	第10回	商事売買	いが、実務上は各種の商慣習法や普通取引約款によって規制されている。ここで
第5回 商号 号選定、商号登記、商号権の意義、商号の譲渡、名板貸等について考察する。  常6回 営業譲渡・ 事業の譲渡  企業結合の形態のひとつで企業契約的結合である営業譲渡・事業の譲渡について考察する。  企業の財産状態の記録である商業帳簿について、その意義と目的、種類、法規制、これに関する商人の義務を理解させる。また、会計帳簿・貸借対照表の意義と作成・記載方法および財産の評価について検討する。  商業使用人と 代理商  商業使用人と 代理商  商業使用人と  企業の従属的補助者である商業使用人と独立的補助者である代理商について、その意義と機能を理解させ、その上で表見支配人に関する判例事案を取り上げて	第9回	商人の行為に	通則」について、その内容を理解させ、これらの規定の適用における法的諸問題
第 5 回 商号	第8回		その意義と機能を理解させ、その上で表見支配人に関する判例事案を取り上げて
第 5 回	第7回	商業帳簿	これに関する商人の義務を理解させる。また、会計帳簿・貸借対照表の意義と作成・
	第6回		
	第5回	商号	

# 備考欄